

神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する  
飲料自動販売機の設置者選定のための  
入札実施要領【令和7年度設置】

令和6年12月

神戸市教育委員会事務局

## ＜入札参加を検討される方へ＞

今回の入札では、市内の中学校・特別支援学校（16校）に設置する19台の自動販売機が対象となります。

本要領の内容をよくご理解のうえ、落札後の辞退や契約期間中の撤退のないよう計画的にご参加ください。

複数グループに入札参加することはできますが、**落札者の都合で契約にいたらなかった場合や、契約期間途中において契約解除された場合には、神戸市教育委員会事務局が実施する今契約期間内の自動販売機にかかる入札への参加をお断りします。**

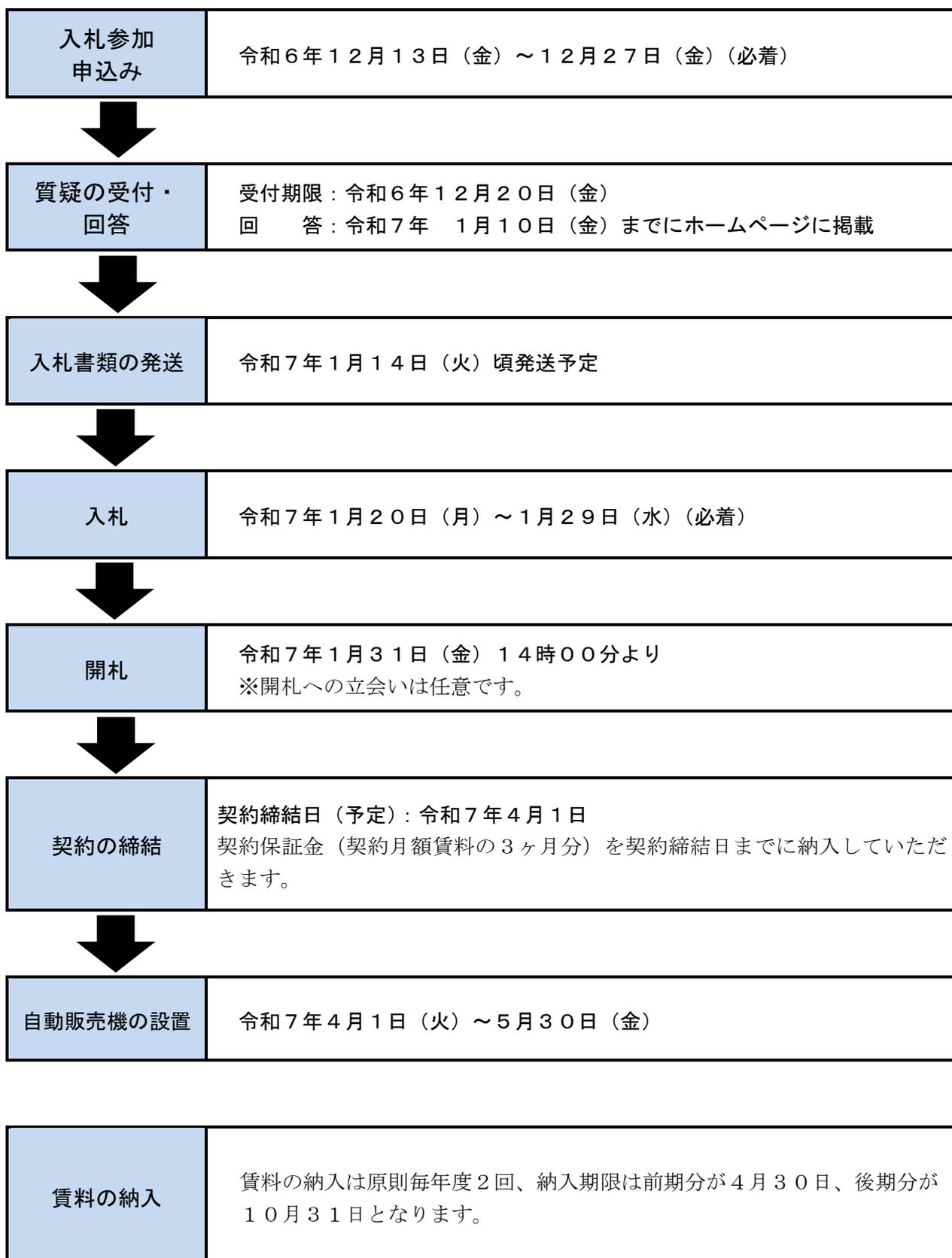
自動販売機設置及び契約期間中の自動販売機の保守運営にかかる体制の確保など、事前に十分検討したうえご参加いただきますようお願いいたします。

# 目 次

1	自動販売機設置業者選定から設置までのフロー図	2
2	入札参加者の資格要件	3
3	設置にあたっての条件（全物件共通）	4
4	入札の手続き	6
5	契約の手続き	10
6	落札者がなかった場合等の随意契約	11
7	賃貸借契約書（標準書式）	12
8	参考資料	16
	① 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（抜粋）	
	② 令和6年度神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抄）	
9	様式等	21
	①様式1 入札参加申込書兼誓約書・同記入例	
	②様式2 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書	
	③様式3 入札参加申込グループ番号一覧	
	④様式4 委任状・同記入例	
	⑤様式5 自動販売機設置者選定のための入札についての質問票	
	⑥様式6 市有不動産借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例	
	⑦宛名ラベル	
10	入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧	32

## 飲料自動販売機の設置者選定のための入札実施要領

### 1 自動販売機設置業者選定から設置までのフロー図



## 2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。  
また、随意契約（P. 11）についても同様とします。

(1)	当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2)	破産者で復権を得ない者
(3)	国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び神戸市税について未納の税額がある者
(4)	<p>神戸市における不動産の売却又は貸付けに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当すると神戸市が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。</p> <p>① 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。</p> <p>② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>③ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。</p> <p>④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。</p> <p>⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。</p> <p>⑥ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。</p>
(5)	借り受けた不動産を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
(6)	<p>次の事項のいずれかに該当すると認められる者</p> <p>① 神戸市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者</p> <p>② ①に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位（以下「代表者等の地位」という。）に現にある者及び違反時にあった者</p> <p>③ ①又は②に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体</p>
(7)	<p>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）</p> <p>（上記の者に該当することが判明した場合には、違約金の請求、契約の解除の対象となります。）</p>

### 3 設置にあたっての条件（全物件共通）

物件ごとの条件については、「10 入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧」にて確認してください。

#### (1) 大きさ

- ・各物件調書に示した設置場所の大きさには、原則として放熱スペース及び使用済容器回収箱設置部分を含みます。
- ・自動販売機本体の設置にあたっては、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。特に商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。

#### (2) 販売品目

- ・スポーツドリンク・水・お茶のペットボトルを必須とし、そのほか炭酸飲料・経口補水液等については学校長の指示に従ってください。

#### (3) 設置校への運用支援

- ・熱中症の出前授業の実施、学校における運用ルールづくりの助言（生徒会活動への支援）など、設置校での自動販売機の円滑な導入と運用のための支援を行ってください（設置校が希望しない場合を除きます）。
- ・自動販売機にタイマーを設置し、販売時間帯の設定は学校長の指示に従ってください。

#### (4) 災害時対応

- ・災害発生時に自動販売機の飲料を出すことができる販売機とします。また災害発生時に学校長が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供してください。

#### (5) 賃料

落札金額

#### (6) 販売価格

標準小売価格より20円以上を割り引いた金額。

#### (7) 必要経費

- ・自動販売機の設置、撤去及び移転に要する工事費、光熱水費等の一切の費用は設置業者の負担とします。
- ・設置する自動販売機の電力使用量を計測する子メーターを設置し、毎月の電力使用量を報告してください。なお、子メーターは、計量法により検定し、かつ検定有効期間内の計器を使用してください。設置にかかる費用及び電気代は設置者の負担とします。
- ・電気代は、前期分（4～9月）は11月30日、後期分（10月～3月）は5月31日までに、神戸市教育委員会事務局から送付される納付書で納めてください。

#### (8) 設置及び撤去

- ・設置者の負担により行ってください。設置にあたっては、安全性に問題がないか据付面を十分に確認するとともに、転倒防止対策を行ってください。また、作業当日の段取りについては、事前に学校長と調整してください。
- ・電源は付近分電盤の予備ブレーカから専用コンセントまで配線し、供給してください。

予備ブレーカが無い場合は、ブレーカを新設してください。

#### (9) 販売品の搬入搬出

- ・販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間帯、経路、方法等については、学校長の指示に従ってください。

#### (10) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

- ・在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて設置者が対応してください。容器の回収頻度は季節等により異なるため、学校長の指示に従い回収を行ってください。また、臨時的な回収についても学校長の指示に従ってください。

#### (11) 維持管理に関する責任等

- ・自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置者の責任において迅速に対応してください。また、自動販売機に故障時の連絡先（管理者名・住所・電話番号等）を明記するとともに、学校長に届け出てください。
- ・自動販売機の前面・側面等を使用して広告事業を行うことはできません（当該自動販売機販売商品のPR並びにキャンペーン等を除く）。

#### (12) 販売実績の報告

- ・本市が必要と判断した場合は、販売実績を報告してください。
- ・本市に報告された販売実績は、公表する場合があります。

#### (13) 環境への配慮

- ・神戸市の制定している「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準」（P17～20に抜粋掲載）に示された、【判断基準】にそった自動販売機を設置してください。

#### (14) 契約に関する注意事項

- ・落札者は、入札時のグループ番号ごとに賃貸借契約を締結することになります。賃貸借契約書（標準様式）はP12～15に掲載しているとおりです。契約締結後はこれを遵守していただくこととなりますので、事前に確認しておいてください。特に次の条項（賃貸借契約書の標準書式）にご注意ください。

##### ① 保証金（第9条）

本契約と同時に、落札金額の3か月分の保証金（消費税含む）を納付していただきます。

##### ② 違約金（第16条）

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料12か月分相当の違約金（消費税含む）を請求します。

##### ③ 契約解除（第21条）

用途指定違反、賃料の6か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合には、直ちに契約を解除します。また、落札者の都合による契約解除については、契約解除日が属する年度の9月30日までに書面により神戸市教育委員会事務局に申し出ることが必要となります。この場合、契約解除日は翌年3月31日となります。ただし、契約を締結した日から翌年3月31日までは契約解除を申し出ることができません。なお、賃料は契約解除日まで発生します。

解除となった当該物件の後継設置者を選定する入札及び今契約期間内に神戸市教育委員会事務局が実施する自動販売機に係る入札には、落札者及び落札者のグループ企業（神戸市教育委員会事務局がグループ企業に該当すると判断した会社を含む）を含め参加できませんのでご注意ください。

## 4 入札の手続き

### (1) 入札参加申込

【申込期間】 令和6年12月13日(金曜)～12月27日(金曜) (必着)

入札は19物件を3グループ(グループA、B、C。以下「グループ番号」という。)に分け、グループ番号毎に入札を行います。グループ番号は、入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧(P32)で確認してください。複数のグループ番号の入札に参加することも可能です。

#### ① 「入札参加申込書兼誓約書」の記入

- ・「入札参加申込書兼誓約書」(様式1)に必要事項を記入し、実印を押印してください。  
1グループ番号につき1枚の提出が必要です。記入の方法はP21の記入例を参考にしてください。
- ・落札後の賃貸借契約は、「入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でのみ行いますので、契約権限のある名義を使用するよう注意してください。
- ・グループ番号は、入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧(P32)で確認してください(グループA・グループB・グループC)。

#### ② 入札参加書類の提出

- ・上記①により必要事項を記入し押印した「入札参加申込書兼誓約書」と、次にあげる添付書類を、特定記録郵便により提出してください。期限までに到着しない申込は無効となりますので、余裕をもって手続きしてください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

#### ・添付書類

- ㊦神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式2)
- ㊧印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) 原本1通
- ㊨登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人のみ) 原本1通
- ㊩入札参加申込グループ番号一覧(様式3)  
(複数グループ番号に入札希望する場合のみ)
- ㊪委任状(様式4)申込グループ番号ごと1枚  
(代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)

※㊦㊧いずれも発行後3か月以内のもの

※㊩入札参加申込書兼誓約書と㊪委任状は、申込グループ番号ごとに1通ずつ提出してください。

※複数グループを申し込む場合、㊦㊧㊨は、原本1通を提出いただければ結構です。

・提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

※P31の宛名ラベルをご利用ください。

※直接持参される場合は、上記住所までお越しください。

受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です。

・一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

入札参加書類に記入漏れや実印の相違などがあつた場合、添付書類に漏れがあつた場合などは、入札に参加できない場合がありますので、送付に際しては十分に内容をご確認ください。

・申込み後に、住所、代表者等の変更があつた場合は、下記担当者へご連絡ください。

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者

【TEL：078-984-0696】

## (2) 質疑の受付

【期限】 令和6年12月20日(金曜)

【送付先メールアドレス】 edu-hoken@city.kobe.lg.jp

- ・電子メールでのみ、本件に関する質問を受け付けます。
- ・様式5「自動販売機設置者選定のための入札についての質問票」を使用してください。
- ・各施設に関する詳細の質問も神戸市教育委員会事務局健康教育課で受け付けますので、各学校への問合せ等を行わないでください。
- ・回答は、令和7年1月10日(金曜)までにホームページに掲載します。質問のない場合は掲載いたしません。
- ・この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

## (3) 現地確認(任意)

現地確認を希望する場合は、3開庁日前までに神戸市教育委員会事務局健康教育課へ、電子メールにて連絡してください。現地確認は任意であり、現地説明は行いません。

【送付先メールアドレス】 edu-hoken@city.kobe.lg.jp

## (4) 入札書用紙等の発送

【発送予定】 令和7年1月14日(火曜)頃

入札参加申込の受付後、参加申込者宛に下記の書類を郵送します。

- ・入札書用紙(1グループ番号ごと1枚)
- ・入札書封入用封筒(1グループ番号ごと1枚)
- ・入札グループ番号一覧(複数グループ番号に申し込んだ者のみ)

※令和7年1月17日(金曜)までに書類が到着しない場合は、下記担当へご連絡ください。

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者

【TEL：078-984-0696】

#### (4)入札

【受付期間】：令和7年1月20日（月曜）～1月29日（水曜）必着

(2)で神戸市教育委員会事務局から送付した入札書用紙により次のとおり入札してください。

##### ① 入札書の記入・封入

- ・「入札書」に必要事項を記入し、実印(委任する場合は委任状で届け出た受任者印)を押印してください。
- ・入札の金額は、月額賃料を記載してください。原則、屋内物件は月額賃料に消費税がかかりますので、入札金額は消費税を含んだ金額を記載してください。屋外に設置する自動販売機には消費税はかかりません。
- ・各施設の最低月額賃料は、入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧（P32）に記載のとおりです。必ずこれ以上の価格を記載してください。最低月額賃料に満たない施設がある場合は、その入札書は無効となりますのでご注意ください。
- ・必要事項を記入した「入札書封入用封筒」に、「入札書」のみ封入し、封かんしてください。封筒にはグループ番号が記載されています。複数グループ番号に入札する場合は、封入する入札書を間違えないように十分注意してください。
- ・封かん部に、実印（委任する場合は受任者印）で割り印をしてください。
  - ※ 金額のはじめの数字の前に、必ず「¥」マークを記入してください。
  - ※ インク又はボールペンで記入してください。

##### ② 入札書の提出

- ・封入・封かんした「入札書」を別の封筒に入れて、特定記録郵便で郵送してください。
- ・複数グループに入札参加を申し込んだ方には、入札グループ番号一覧を送ります。すべての入札書（グループ番号が記載された専用の封筒に封入されたもの）と、入札グループ番号一覧を照合のうえ、1つの封筒に入れて郵送してください。
- ・期限内に到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって手続きしてください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- ・提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

※ 直接持参される場合は、上記住所までお越しください。

受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です。

※入札書類を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回はできません。

#### (6)開札

開札への参加は任意です。ただし、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

- ① 日時 令和7年1月31日(金曜) 14時
- ② 場所 ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階 学校経営支援課会議室
- ③ 落札者の決定
  - ・最低月額賃料以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
  - ・同額の最高価格入札者が複数あった場合は、開札の場でただちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない神戸市職員がくじを引きます。
  - ・開札会場では、グループごとに落札者の氏名と落札金額を発表します。
  - ・後日、次の「4(7)入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします
- ④ 結果の通知
  - ・開札の結果は、令和7年2月7日(金曜)までに入札参加者全員に対して発送予定です。

#### (7)入札の無効

- ① 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- ② 最低月額賃料(予定価格)に達しない金額をもって入札したとき
- ③ 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき
- ④ 「入札書」に記名及び実印(委任している場合は受任者の印)の押印がないとき
- ⑤ 「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき
- ⑥ ひとつの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- ⑦ 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき
- ⑧ 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- ⑨ 入札者の資格がない者が入札したとき
- ⑩ 本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- ⑪ 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- ⑫ 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- ⑬ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

#### (8)その他

- ① 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額及び落札者名は公開とします。開札結果(落札額、落札者名、2位以下の入札額)は、開札終了日以降に神戸市教育委員会事務局のホームページに掲載します。
- ② 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。
- ③ 再入札

再入札は行いません。

## 5 契約の手続き

- ・各物件にかかる賃貸借契約に関しては、神戸市教育委員会事務局健康教育課より落札者に連絡し、必要な手続きの説明や、契約書の作成などを行います。
- ・契約期間は、令和12年3月31日までの5年間とします（更新なし）
- ・契約の拒否や保証金の納付拒否など落札者の都合により契約できなかった場合、契約期間途中において契約解除された場合には、今契約期間内（5年間）は神戸市教育委員会事務局が実施する自動販売機設置者選定のための入札への参加をお断りしますので注意してください。

### (1) 必要書類の提出

契約に先立ち、次の必要書類を提出してください。

- ① 国税の納税証明書（直近の状況がわかる証明書）  
※納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）
- ② （個人のみ）破産に関する証明書
- ③ （個人のみ）後見の登記の通知を受けていないことの証明書  
※本籍地の市町村で交付してもらってください。

### (2) 保証金の納入

契約の手続きと並行して、賃料3か月分（落札金額×3。消費税含む）の保証金の納付書を神戸市教育委員会事務局から交付します。納付期限までにすみやかに納めてください。

### (3) 賃貸借契約の締結

賃貸借契約書の標準書式はP12～15に掲載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。

- ① 署名・押印  
契約は、グループ毎に締結します。契約書を各2通送付しますので、署名、押印、必要な場合に収入印紙の貼付等したうえ、返送してください。
- ② 収入印紙の貼付・消印  
屋内設置で交わす建物の賃貸借契約書には印紙税はかかりません。屋外設置で交わす土地の賃貸借契約書には印紙税がかかります。2通のうち1通に必要な額の収入印紙を貼付し割印してください。
- ③ 神戸市長印の押印・返送  
借主となる自動販売機設置者の契約書への署名・押印が完了した契約書を神戸市教育委員会事務局健康教育課へ送付してください。神戸市長印の押印を済ませたあと、設置者保存分を返送します。契約期間中、大切に保管してください。

### (4) 自動販売機の設置

落札者は学校長と協議のうえ、令和7年4月1日（火曜）～5月30日（金曜）の間に自動販売機を設置してください。

### (5) 賃料納付

神戸市教育委員会から送付される納付書で納めてください。原則として年2回払いで、前期

分（4～9月）は4月30日、後期分（10～3月）は10月31日が納付期限です。

## 6 落札者がなかった場合等の随意契約

落札者がいない物件は、随意契約で貸し付ける場合があります。下記期間中に受け付け、先着順で、最低月額賃料以上の金額で借用願があった者と契約手続きを進めていきます。

### (1) 随意契約対象物件

最終的に随意契約の対象となった物件については、開札終了後、神戸市教育委員会事務局のホームページで掲示します。

### (2) 借用願提出期間

令和7年2月12日(水曜)9時～7月31日(木曜)17時 先着順

※上記期間内であっても、学校等の都合により募集を終了することがあります。

### (3) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」（様式6）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類と一緒に下記提出先まで持参してください。記入の方法はP29の記入例を参考にしてください。

#### ① 添付書類

㊦ 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）

㊧ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

㊨ 登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）

※㊧㊨いずれも発行後3か月以内のもの

#### ② 提出先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局健康教育課 自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

※受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土曜・日曜・祝日除く)です

※郵送での提出は受け付けません。事前連絡の上、必ず持参してください。

### (4) 選定方法

先着順での受付となります。記載内容、添付書類に不備がなく、最低月額賃料以上の金額を記載して提出した者を設置者として決定します。なお、受付の初日（2月12日(水曜)）については、午前9時に神戸市教育委員会事務局健康教育課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者に決定します（決定方法はP9の「4(6)開札 ③落札者の決定」の項目に準じて行います）。

設置者が決定した物件については、受付を締め切ります。

### (5) 契約以降の手続き

選定された設置者には、契約の手続きについて連絡します。落札により決定した場合と同様、「5契約の手続き」に沿って契約を締結します。自動販売機の設置に関しても、事前に協議・調整を行います。

### (6) その他

契約締結後は、契約者氏名及び契約金額を神戸市教育委員会事務局ホームページに掲載します。

屋外設置の場合は印紙税がかかります。  
2通のうち1通(市保管分)に必要な額の収入印紙を  
貼付し割印して下さい。

## 7 賃貸借契約書(標準書式)

### 市有財産賃貸借契約書

貸主 神戸市(以下「甲」という。)と借主 ○○○○(以下「乙」という。)とは、末尾物件目録記載の物件(以下「本物件」という。)の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、その所有に係る本物件を乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

(用途指定)

第2条 乙は、本物件を飲料自動販売機設置の用途にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

2 貸付期間中、乙は飲料自動販売機を設置し、保守・運営をしなければならない。

(入札での条件の遵守)

第3条 乙は、令和7年1月に甲が実施した「神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札」の際に提示した条件を遵守しなければならない。

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

(物件の引渡し)

契約期間の初日です。

第5条 本物件は、令和7年4月1日に甲から乙に引き渡ししたものである。

2 甲は、本物件の引き渡しを受けた日から令和7年5月31日までに飲料自動販売機を設置しなければならない。

屋外設置の物件は、消費税がかからないため、この括弧書はありません。

(賃料)

第6条 賃料は、月額¥,  (消費税及び地方消費税込み)とする。

2 賃料は物件ごとに飲料自動販売機を設置した月から生じる。

3 設置日が月の初日でないときにおける当該月の賃料は、物件ごとに1箇月を30日として日割で計算(小数点以下切り捨て)する。

4 契約期間が満了した又は第21条の規定により本契約が解除された月の賃料は、第24条に基づき本物件を甲に返還した日にかかわらず、月額賃料とする。

5 甲は、契約期間中であっても、近隣地域等における賃料水準、経済事情の変動等により、本件の賃料が不相当と認められるに至ったときは賃料を改定することができるものとする。

(賃料の支払)

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

2 初年度は以下のとおりとする。

(1) 前期(設置日から9月30日までの期間をいう。)の賃料 6月30日まで

(2) 後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の賃料 10月31日まで

3 2年目以降は以下のとおりとする。

(1) 前期(4月1日から9月30日までの期間をいう。)の賃料 4月30日まで

(2) 後期(10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。)の賃料 10月31日まで

(遅延利息)

第8条 乙は、第6条に定める賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

保証金は賃料3か月分の金額（税込）となります。

（保証金）

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥  
、  
を、本契約と同時に、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本物件を返還した日以降とする。

3 保証金は無利息とする。

（経費の負担）

第10条 乙は、電気等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

（善管注意義務）

第11条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって本物件を管理しなければならない。

（紛争等の処理）

第12条 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

（費用負担）

第13条 甲は、本物件の修繕義務を負わないものとし、本物件の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第14条 乙は、本物件の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものである場合であっても、本物件の補修、不足分の引渡しによる履行の追完、賃料の減額若しくは損害の賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（転貸等の禁止）

第15条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本物件を転貸すること。

(2) 本物件の用途又は形状を変更すること。

(3) 本物件上に一時的に設置する工作物以外の工作物を設置すること。

（違約金）

第16条 乙は、第2条、第3条、第11条若しくは第15条の規定に違反したとき又は第27条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する金員を、甲の指定する期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は違約罰であって、第25条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第21条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

（実地調査等）

第17条 甲は、必要であると認めたときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において乙は、調査、報告等を拒み又は妨げてはならない。

（販売実績の報告）

第18条 乙は、甲が必要と判断した場合は、甲に販売実績を報告しなければならない。

2 甲は、乙が前項に基づき報告した内容を公表することができる。

（通知義務）

第19条 乙は、本物件の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第20条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに文書にて甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第21条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第3条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第7条の規定に違反して賃料の支払いを6か月以上遅延したとき。
- (4) 乙が第15条の規定に違反したとき。
- (5) 第27条の規定に該当するとき。
- (6) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本物件を公用又は公共の用に供するため必要とするとき、又はその他の事由により貸し付けることが不相当になったときは、予告のうえ本契約を解除することができるものとする。

3 乙が契約期間満了前に契約を解除しようとするときは、契約解除日が属する年度の9月30日までに甲に書面で申し出なければならない。この場合の解除日は、翌年3月31日とする。

4 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとするとき、物件ごとに契約の解除を申し出ることはいできない。

5 乙は、この契約を締結した日から翌年3月31日までは第3項の契約の解除を申し出ることはいできない。

(契約の失効)

第22条 天災地変その他の不可抗力により本物件の全部若しくは一部が滅失し又は毀損し、その目的が達せられなくなったときには、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第23条 乙は、本物件に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(物件の返還及び原状回復義務)

第24条 乙は、契約期間が満了し又は第21条の規定により本契約が解除されたときは、本契約の終了の日(甲が特に指定する場合を除く。)までに、乙の費用をもって本物件を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第25条 乙は、本契約に定める義務を履行しなかったため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第27条 本契約締結にあたり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書又は市有不動産借用願兼誓約書の記載に反し、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第16条の規定に基づく違約金の請求、第21条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第28条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもって、その管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第29条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
甲 神戸市  
代表者 神戸市長 久 元 喜 造 ⑩

神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号  
乙 株式会社 神戸販売機  
代表取締役 神戸 太郎 実印

【物件目録】

(屋内の場合)

神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番上の建物（      施設名      ）の〇階一部〇〇㎡  
賃料¥〇〇, 〇〇〇-（消費税及び地方消費税込み）（添付図面のとおり）

(屋外の場合)

神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇番（      施設名敷地）の一部 〇〇㎡  
賃料¥〇〇, 〇〇〇-（添付図面のとおり）

## 8 参考資料

### ①神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）（抜粋）

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3)～(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として市長が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者に下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

## 2 1 - 1 0 自動販売機設置

品 目	判断基準
飲料自動販売機設置	<p><b>【判断の基準】</b></p> <p>①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。</p> <p>イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること。</p> <p>②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体に使用されている特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>⑧飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p><b>【配慮事項】</b></p> <p>①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>③カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって電動車等又は低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製のごみ袋を使用する場合は、本基本方針「23. ごみ袋等」における「プラスチック製ごみ袋」に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること。</p> <p>⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p>

	⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
--	-----------------------------------

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
  - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
  - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
  - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した当該機器の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 4 判断の基準①及び②については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものには適用しないものとする。
- 5 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に定める物質をいう。判断の基準③において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらし程度程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 判断の基準⑥については、リユース部品には適用しないものとする。
- 8 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 9 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Aの表A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記JISの附属書Bに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはJIS C 0950に準ずるものとする。
- 10 判断の基準⑧については、設置する自動販売機の数及び場所並びに飲料の販売量等を勘案し、回収に支障がないよう適切に設置すること。
- 11 配慮事項⑤の「電動車等又は低燃費・低公害車」とは、本基本方針に示した「12-1 自動車」を対象とする。
- 12 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
- ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
  - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
  - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺の清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。

表1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式	
販売する飲料の種類	自動販売機の種類		
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	$E=0.218V+401$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm未満のもの）	$E=0.798V_a+414$	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が400mm以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの	$E=0.482V_a+350$
		電子マネー対応装置のあるもの	$E=0.482V_a+500$
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.948V+373$
		ホットアンドコールド機（庫内が2室のもの）	$E=0.306V_b+954$
		ホットアンドコールド機（庫内が3室のもの）	$E=0.630V_b+1474$
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機	$E=0.477V+750$
		ホットアンドコールド機	$E=0.401V_b+1261$
カップ式飲料	—	$E=1020 [T \leq 1500]$ $E=0.293T+580 [T > 1500]$	

- 備考)
- 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
  - 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
  - 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
  - E、V、V<sub>a</sub>、V<sub>b</sub>及びTは、次の数値を表すものとする。  
 E：基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）  
 V：実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）  
 V<sub>a</sub>：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて11で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）  
 V<sub>b</sub>：調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に40を乗じて10で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）  
 T：調整熱容量（湯タンク容量に80を乗じた数値、冷水槽容量に15を乗じた数値及び貯水量に95を乗じて0.917で除した数値の総和に4.19を乗じた数値）（単位：kJ）
  - エネルギー消費効率の算定法については、「自動販売機のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成19年経済産業省告示第289号）の「3エネルギー消費効率の測定方法（2）」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評価項目	評価基準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
消費電力量の削減	修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
	分解容易性	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。 事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

## 記入例

神戸市長あて

※「入札参加申込書兼誓約書」はグループごとに別の用紙を使用してください。  
 ※文字及び数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

令和 年 月 日

記入日

住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

入札者

・個人（個人商店主含む）の場合は、下記のとおり印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号

なだ じろう  
 灘 次郎

実印

ふりがな かぶしがいしゃ こうべじはんき  
 氏名 株式会社 神戸自販機  
 代表取締役 こうべ たろう 神戸 太郎

実印

電話番号 ( )

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。  
 ※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。  
 ※法人名・代表者名ともにふりがなを記載してください。

## 入札参加申込書兼誓約書

私は、本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって貸付くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

## 1. 入札参加申込物件

グループ番号

※参加申込しようとする物件のグループ番号を実施要領P32のとおり記入してください

## 2. 添付書類（複数グループ番号に申し込む場合は、2件目以降は添付不要です。）

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）  
 ②印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ※発行後3ヶ月以内のもの  
 ③登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ） ※発行後3ヶ月以内のもの  
 ④入札参加申込グループ番号一覧（様式3） ※複数グループ番号に申し込む場合のみ  
 ⑤委任状（様式4） ※代理人による入札及び契約を希望する場合のみ

## 3. 連絡先（書類送付先）※上記以外に送付を希望する場合

住所 〒

氏名

担当部署（担当者）  
 電話番号及びFAX番号  
 携帯電話番号

・上記記載の住所以外に送付を希望する場合のみ記載してください。  
 ・郵便番号・電話番号も必ず記載してください  
 ・宛名は支店名・部署名・担当者名等詳しく記載してください。

（申し込みグループ毎に作成してください。また、この用紙はコピーしてお使いください。）

神戸市長あて

住 所

入札者

ふりがな

氏 名

実印

電話番号 ( )

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。  
 ※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。  
 ※法人名・代表者名ともにふりがなを記載してください。

## 入札参加申込書兼誓約書

私は、本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって貸付くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員若しくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

### 1. 入札参加申込物件

グループ番号

※参加申込しようとする物件のグループ番号を実施要領P32のとおり記入してください

### 2. 添付書類

- |                             |                        |
|-----------------------------|------------------------|
| ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2） |                        |
| ②印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）       | ※発行後3ヶ月以内のもの           |
| ③登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）   | ※発行後3ヶ月以内のもの           |
| ④入札参加申込グループ番号一覧（様式3）        | ※複数グループ番号に申し込む場合のみ     |
| ⑤委任状（様式4）                   | ※代理人による入札及び契約を希望する場合のみ |

### 3. 連絡先（書類送付先）※上記以外に送付を希望する場合

住 所 〒  
氏 名

担当部署（担当者）  
電話番号及び FAX 番号  
携帯電話番号

（申し込みグループ毎に作成してください。また、この用紙はコピーしてお使いください。）

法人

## 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。

(1) 納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。

(2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。

2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用状況を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札参加資格の審査及び確認に利用すること。

3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和7年5月31日（ただし、随意契約申込物件は令和7年8月31日）とします。

## 申請者【法人】

(ふりがな) 法人名	
(ふりがな) 代表者 職・氏名	
法人番号	
登記上の本社・本店 所在地	〒 -  <input type="checkbox"/> 上記の本社・本店は神戸市の法人市民税の課税対象ではない。 ↑ 本社・本店が神戸市内に所在する場合で、法人市民税の課税対象とはならない事務所（名目本店）は、必ず、チェックボックスにチェックを入れてください。
法人市民税の課税対象となる神戸市内の事務所等、寮等を記入ください。 (本社・本店含む)	※事務所数が多い場合は空欄又は別紙にご記入ください。
担当者名	法人へ市税に関して確認の連絡をすることがあります。 法人の担当者のお名前、連絡先を必ずご記入ください。  氏名： 電話番号：

個人

## 神戸市税に関する誓約書 兼 調査に関する承諾書

神戸市長あて

令和 年 月 日

1. 申請者は、以下のことを誓約します。
  - (1) 納期限が到来している神戸市税に滞納かつ未申告がないこと。
  - (2) 上記(1)が事実と相違する場合、神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札参加資格を有すると認められず、もしくは既になされた当該認定を取り消されても異議のないこと。
2. 上記1.(1)の確認のため、申請者は以下のことを承諾します。
 

全ての神戸市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）、特別土地保有税、事業所税、入湯税、市たばこ税及び延滞金等徴収金を言う。）の納付又は納入状況、課税状況、申告状況及び猶予制度の適用を、神戸市が調査し、その調査結果を神戸市立中学校及び特別支援学校に設置する飲料自動販売機設置者選定のための入札参加資格の審査及び確認に利用すること。
3. 上記1の誓約及び2の承諾の有効期限は令和7年5月31日（ただし、随意契約申込物件は令和7年8月31日）とします。

## 申請者【個人事業者】

(ふりがな)	
商号または名称	
(ふりがな)	
氏名	
生年月日	
事業所の所在地	〒 - 連絡先 ☎ ( ) -
住民票上の住所 (事業所の所在地と 同じ場合は記載不要 です)	〒 - 連絡先 ☎ ( ) -

## 入札参加申込グループ番号一覧

申込者	住所	
	(法人の場合)法人名	
	(法人の場合代表者)氏名	
	担当者氏名	
	担当者電話番号	

参加申込件数 合計 件

---

入札参加しようとするグループ番号を実施要領 P32のとおりグループ番号順に記載してください。

(教育委員会事務局記入欄には何も記入しないでください)

項番	グループ番号	教育委員会事務局記入欄	
		受付番号	入札チェック
1			
2			
3			

## 記入例

令和 年 月 日

神戸市長あて

住所

委任者 氏名

電話番号

実印

## 委任状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置者選定のための入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人（受任者）の双方が確認したことを証します

## 1. 委任する入札物件の表示

グループ番号

※グループ番号は実施要領P32のとおりにはっきりと記入してください。

※書類の授受をするだけの場合、  
委任状の提出は不要です。

## 2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
郵便番号		
住 所		
ふりがな 氏名		
生年月日	T・S・H 年 月 日 男・女	
電話番号		

3. 代理人（受任者）本人が確認できるもの（運転免許証など）の写しを添付してください。  
4. 入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人（受任者）の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

○委任者の支店長等が代理人となる場合

〒652-8570

神戸市兵庫区荒田町1丁目2番1号

株式会社神戸販売機 兵庫支店

支店長 長田 六郎

○個人が代理人となる場合

〒654-8570

神戸市須磨区大黒町4丁目1番1号

須磨 五郎

※法人の登記事項に支店の記載があればその支店住所、登記にない場合は代理人の住民登録の住所を記入してください。

※個人の場合、住所は住民登録をしている住所としてください。

※代理人の届出印に、スタンプ式印鑑を使用することはできません。（実印の必要はありません。）

令和 年 月 日

神戸市長あて

住所

委任者 氏名

実印

電話番号

## 委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置者選定のための入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

また上記権限の委任に伴い必要となる下記3及び4の事項については委任者及び代理人(受任者)の双方が確認したことを証します。

### 1. 委任する入札物件の表示

グループ番号

### 2. 代理人(受任者)

代理人(受任者)		届出印
郵便番号		
住 所		
ふりがな 氏名		
生年月日	T・S・H 年 月 日 男・女	
電話番号		

3. 代理人(受任者)本人が確認できるもの(運転免許証など)の写しを添付してください。

4. 入札参加資格の確認のために、神戸市が、代理人(受任者)の個人情報を警察等関係機関への照会資料として使用する場合がありますことを承諾します。

(申し込みグループ番号毎に作成してください。用紙はコピーしてお使いください)

自動販売機設置者選定のための入札についての質問票	
あて先：神戸市教育委員会事務局健康教育課 (E-mail : <a href="mailto:edu-hoken@city.kobe.lg.jp">edu-hoken@city.kobe.lg.jp</a> )	
送信者：法人名／氏名	( )
担当部署名	( )
担当者名	( )
電話番号	( )
メールアドレス	( )
件名：自動販売機設置者選定のための入札実施要領についての質問	

# 記入例

神戸市長あて

※本書はグループ毎に作成してください。  
※文字及び数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

様式 6

令和 年 月 日

〒0000-0000

住所 神戸市中央区加納町〇丁目〇番〇号

○個人の場合は、下記のとおり印鑑登録証明書のとおりに記載してください。  
神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号  
なだ じろう  
灘 次郎 **実印**  
○法人の場合は、代表者の記載が必要です。

申請者  
氏名 かぶ しき かい しゃ 株式会社 こう べ はん ばい き 神戸販売機  
代表取締役 こう べ たろう 神戸 太郎

電話番号 000 (000) 0000

実印

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。  
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

飲料自販機設置のための

## 市有不動産借用願兼誓約書 (随意契約用)

飲料自動販売機の設置者選定のための入札の実施要領及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団等)約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平

※算用数字ではっきりと記載してください。  
※金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。  
「¥マーク」の記入がない場合は、無効となります。  
※金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

### 1. 月額賃料希望金額

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
金額				¥	○	○	○	○	○	○

### 2. 物件の表示

グループ番号
○

※グループ番号は実施要領P32のとおりにはっきりと記入してください。

### 3. 添付書類

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書(様式2)
- ②印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書) ※発行後3ヶ月以内のもの
- ③登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕(法人のみ) ※発行後3ヶ月以内のもの

### 【 注 意 事 項 】

※借用願は申し込みグループ番号毎に提出してください。  
※インク又はボールペンにより記入してください。  
※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。「¥マーク」の記入が無い場合、無効となります。  
※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。  
※一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

※いただいた個人情報等を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

(申し込みグループ番号毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。)

神戸市長あて

令和 年 月 日

〒 ー

住所

申請者

ふりがな  
氏名

実印

電話番号 ( )

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。  
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

飲料自販機設置のための

## 市有不動産借用願兼誓約書 (随意契約用)

飲料自動販売機の設置者選定のための入札の実施要領及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

### 1. 月額賃料希望金額

金額	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	ー

### 2. 物件の表示

グループ番号

### 3. 添付書類

- ①神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式2）
- ②印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書） ※発行後3ヶ月以内のもの
- ③登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）※発行後3ヶ月以内のもの

#### 【 注 意 事 項 】

※借用願は申し込みグループ番号毎に提出してください。  
 ※インク又はボールペンにより記入してください。  
 ※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。「¥マーク」の記入が無い場合、無効となります。  
 ※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。  
 ※一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

（申し込みグループ番号毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。）

●宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3-3

神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

神戸市教育委員会事務局 健康教育課

自動販売機設置者選定入札事務担当者 行

特定記録郵便

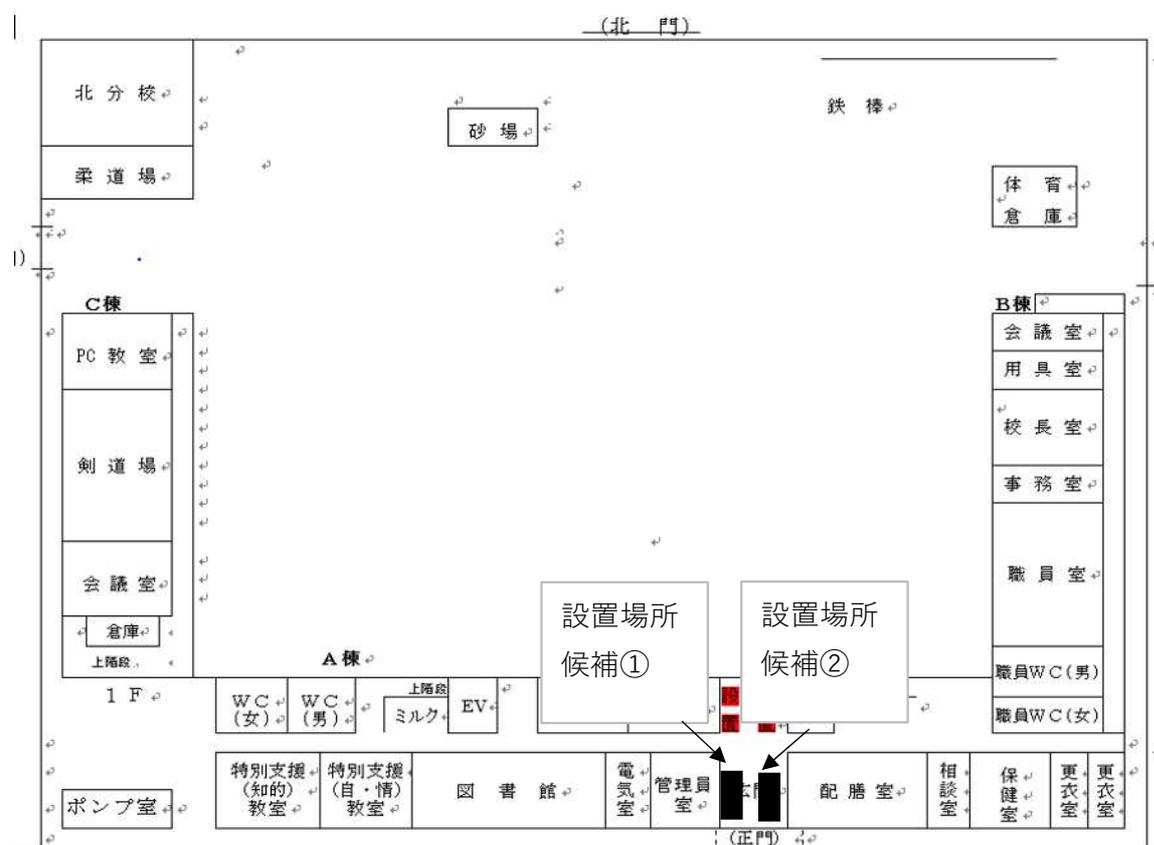
10 入札に関するグループ番号表及び物件調書一覧

グループ	物件番号	施設名	所在地	屋内/屋外	最低月額賃料※		掲載ページ
					施設別	合計	
A	1	兵庫中学校	神戸市兵庫区永沢町4-3-36	屋内	2,200円	6,600円	33
	2	広陵中学校	神戸市北区小倉台5-1-1	屋内	2,200円		34
	3	青陽須磨支援学校	神戸市須磨区西落合1-1-4	屋内	2,200円		35
B	4	本庄中学校	神戸市東灘区青木4-4-2	屋外	1,300円	13,000円	36
	5	本庄中学校②	神戸市東灘区青木4-4-2	屋外	1,300円		37
	6	鷹匠中学校	神戸市灘区高德町2-2-19	屋外	1,300円		38
	7	鷹匠中学校②	神戸市灘区高德町2-2-19	屋外	1,300円		39
	8	渚中学校	神戸市中央区脇浜海岸通2-1-1	屋外	1,300円		40
	9	葺合中学校	神戸市中央区熊内町1-4-28	屋外	1,300円		41
	10	有野中学校	神戸市北区藤原台中町5-2-1	屋外	1,300円		42
	11	大池中学校	神戸市北区西大池2-24-3	屋外	1,300円		43
	12	山田中学校	神戸市北区山田町下谷上宮前15	屋外	1,300円		44
	13	桜の宮中学校	神戸市北区大脇台6-1	屋外	1,300円		45
C	14	飛松中学校	神戸市須磨区大手町8-4-25	屋外	1,300円	7,800円	46
	15	飛松中学校②	神戸市須磨区大手町8-4-25	屋外	1,300円		47
	16	西落合中学校	神戸市須磨区西落合4-1-1	屋外	1,300円		48
	17	星陵台中学校	神戸市垂水区星陵台4-3-3	屋外	1,300円		49
	18	西神中学校	神戸市西区竹の台5-21	屋外	1,300円		50
	19	いぶき明生支援学校	神戸市西区井吹台西町7-1	屋外	1,300円		51

※屋内物件においては、税抜き価格

# 兵庫中学校

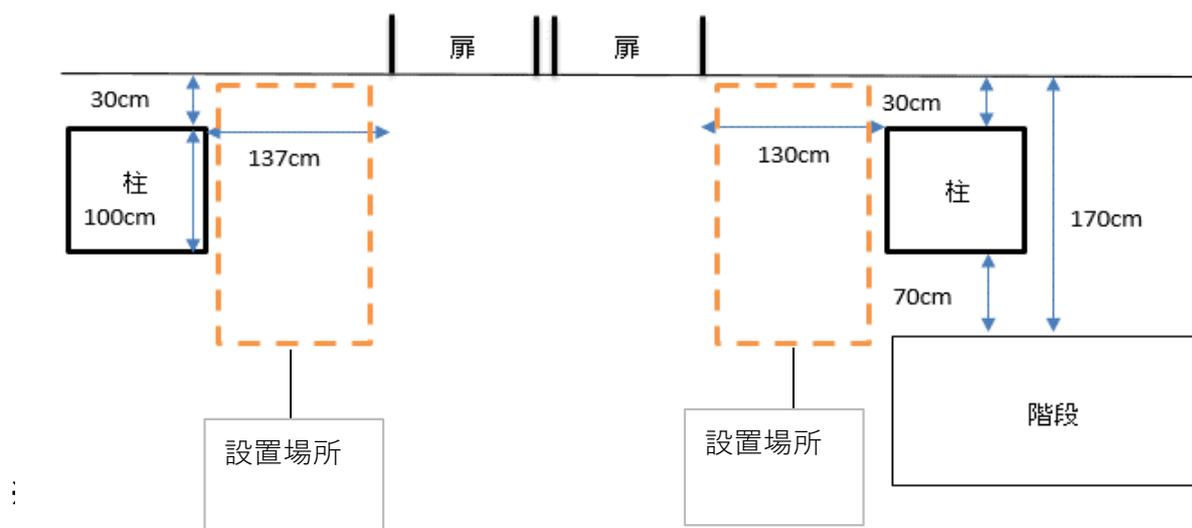
グループ番号 ・物件番号	A・1	設置面積 間口×奥行(cm)	200×80
所在地	神戸市兵庫区永沢町4-3-36	生徒数	約450名
地番	神戸市兵庫区永沢町4丁目3-1	職員数	約30名
電話番号	(078)577-0744	最低賃料(月額)	2,200円
屋内・屋外	屋内	その他の特記事項	別途分電盤図面あり。



※設置場所は候補①②のいずれか1か所

# 広陵中学校

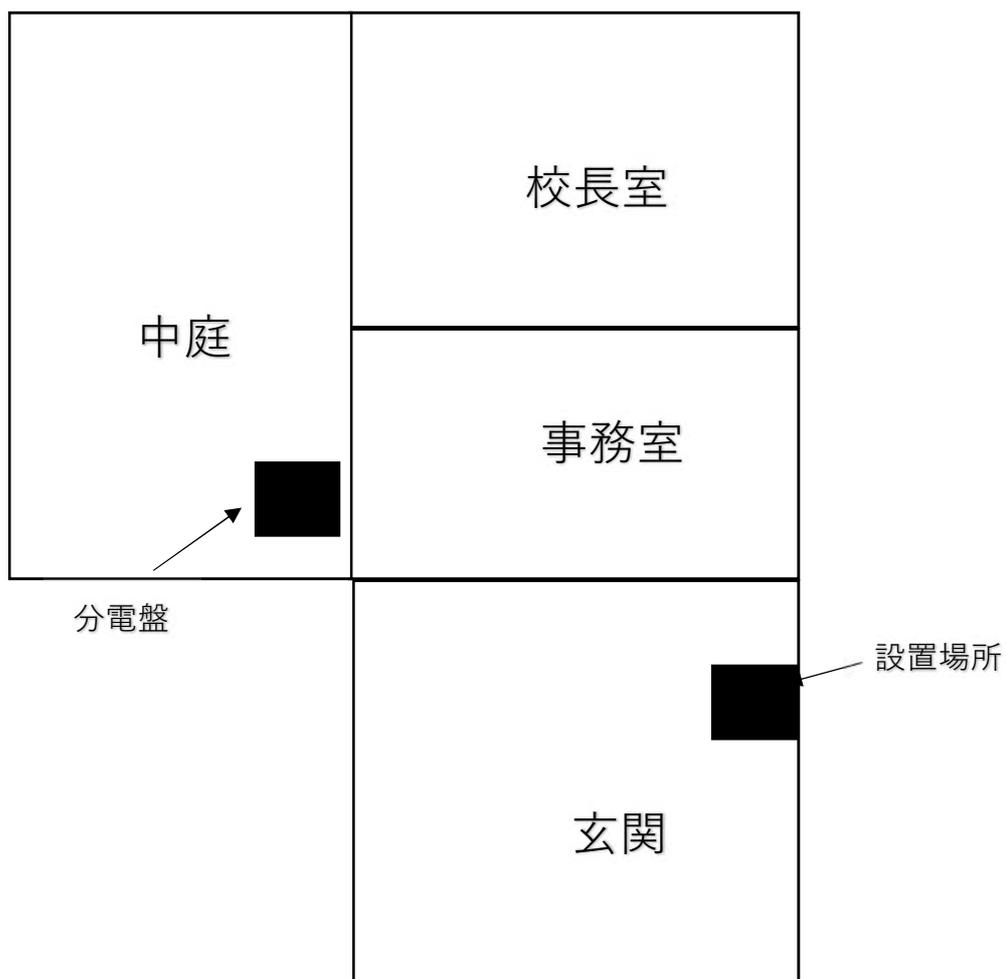
グループ番号 ・物件番号	A・2	設置面積 間口×奥行(cm)	170×130
所在地	神戸市北区小倉台5-1-1	生徒数	約350名
地番	神戸市北区小倉台5丁目1-1	職員数	約25名
電話番号	(078)583-1313	最低賃料(月額)	2,200円
屋内・屋外	屋内	その他の特記事項	別途分電盤図面あり。



※設置場所は候補①②のいずれか1か所

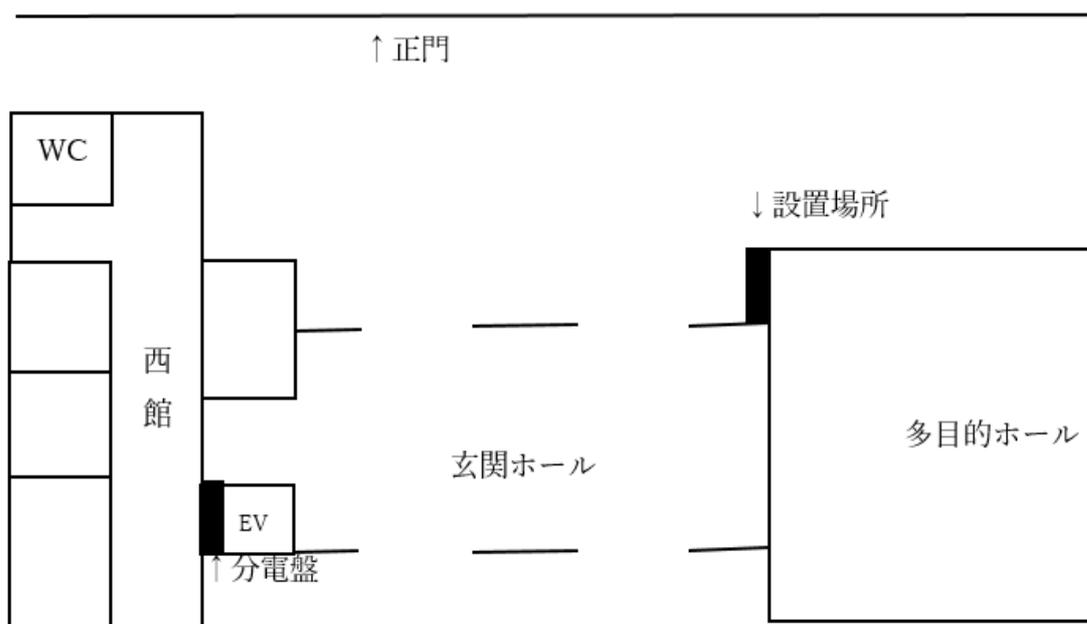
青陽須磨支援学校

グループ番号 ・物件番号	A・3	設置面積 間口×奥行(cm)	390×150
所在地	神戸市須磨区西落合1-1-4	生徒数	約300名
地番	神戸市須磨区西落合1丁目 4-1-9207	職員数	約195名
電話番号	(078)793-1006	最低賃料(月額)	2,200円
屋内・屋外	屋内	その他の特記事項	



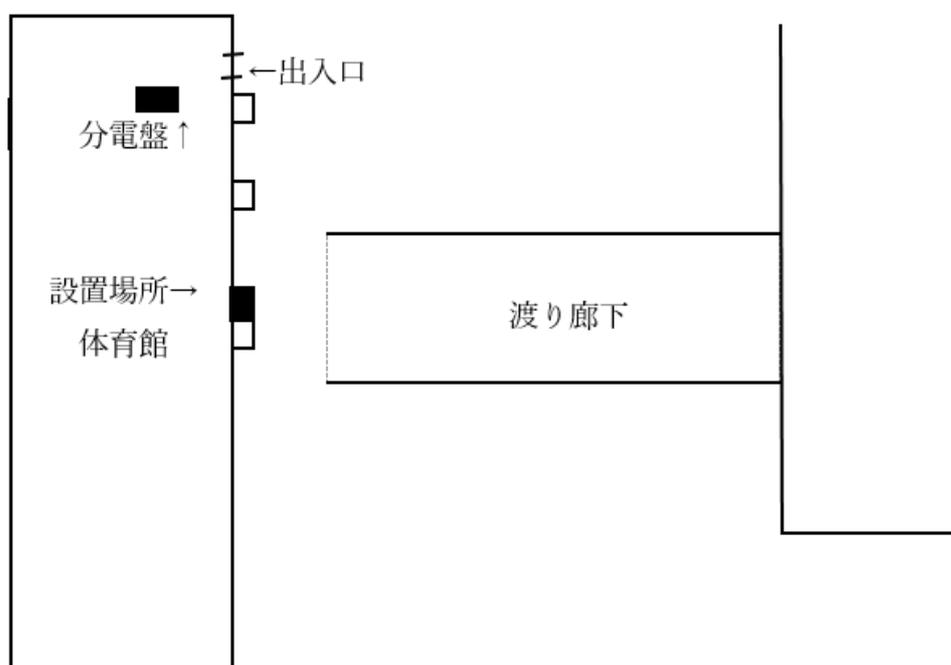
## 本庄中学校

グループ番号 ・物件番号	B・4	設置面積 間口×奥行(cm)	150×80
所在地	神戸市東灘区青木4-4-2	生徒数	約700名
地番	神戸市東灘区青木4丁目73	職員数	約45名
電話番号	(078)411-2261	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



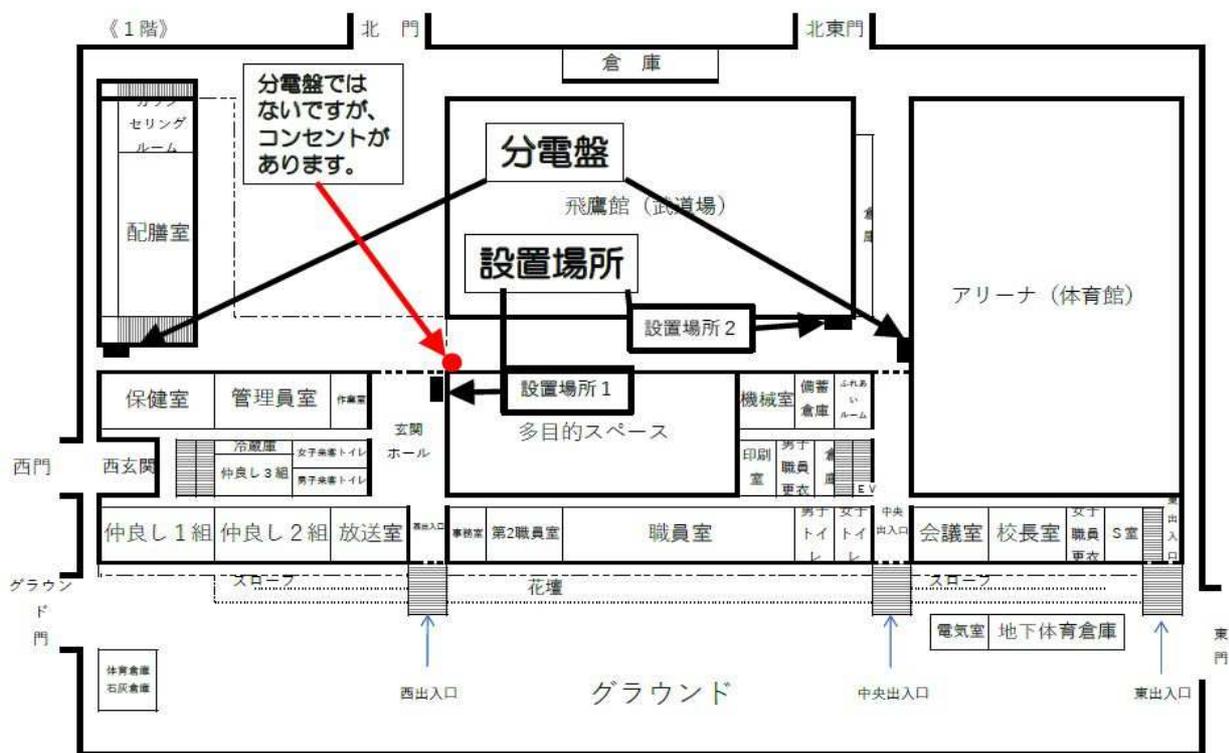
本庄中学校②

グループ番号 ・物件番号	B・5	設置面積 間口×奥行(cm)	150×80
所在地	神戸市東灘区青木4-4-2	生徒数	約700名
地番	神戸市東灘区青木4丁目73	職員数	約45名
電話番号	(078)411-2261	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



# 鷹匠中学校

グループ番号 ・物件番号	B・6	設置面積 間口×奥行(cm)	350×100
所在地	神戸市灘区高德町2-2-19	生徒数	約950名
地番	神戸市灘区高德町2丁目2-10	職員数	約65名
電話番号	(078)841-0041	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	・付近の壁のコンセントを使用する場合、コンセント差込口の増設を希望。

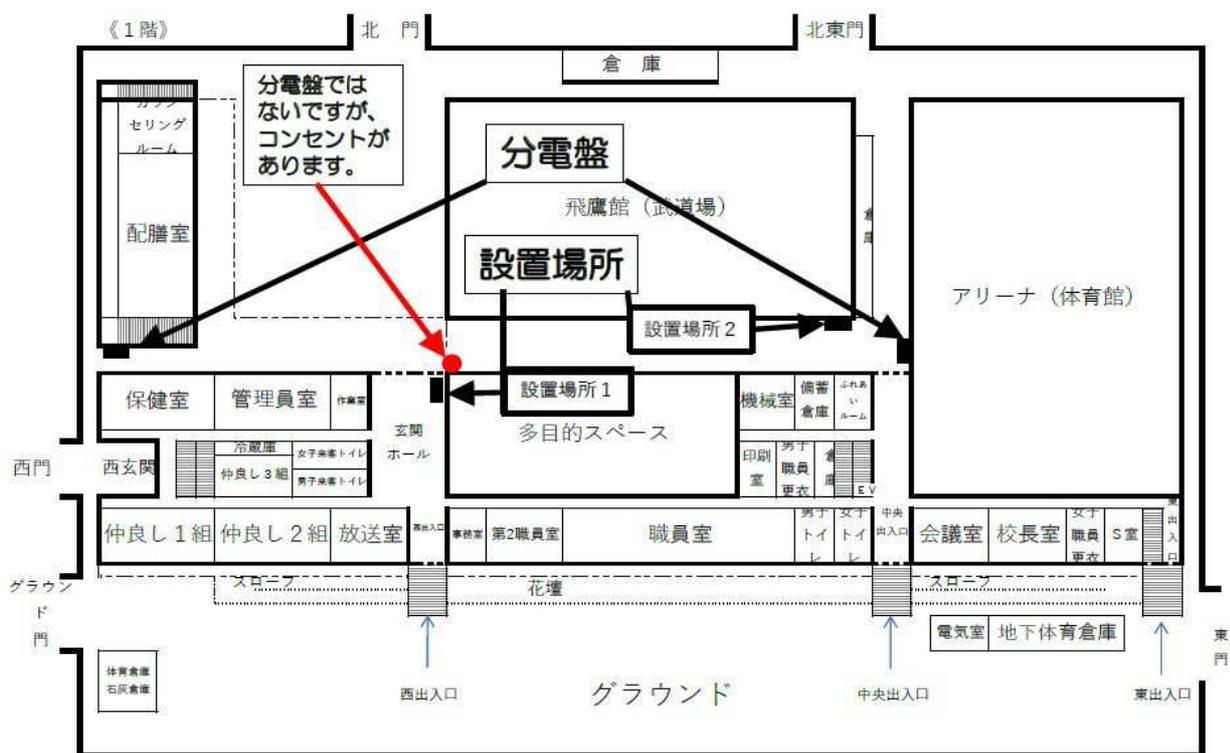


※設置場所1:B・6

※設置場所2:B・7

## 鷹匠中学校②

グループ番号 ・物件番号	B・7	設置面積 間口×奥行(cm)	158×100
所在地	神戸市灘区高德町2-2-19	生徒数	約950名
地番	神戸市灘区高德町2丁目2-10	職員数	約65名
電話番号	(078)841-0041	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	設置場所の右側に段差。 段差を除くと間口108cm

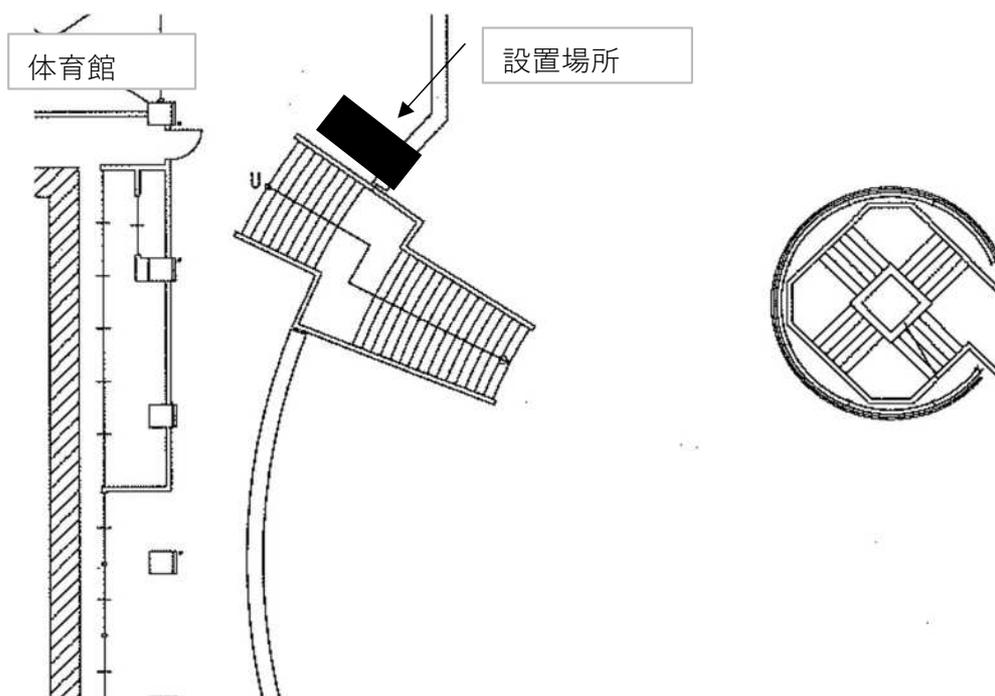


※設置場所1:B・6

※設置場所2:B・7

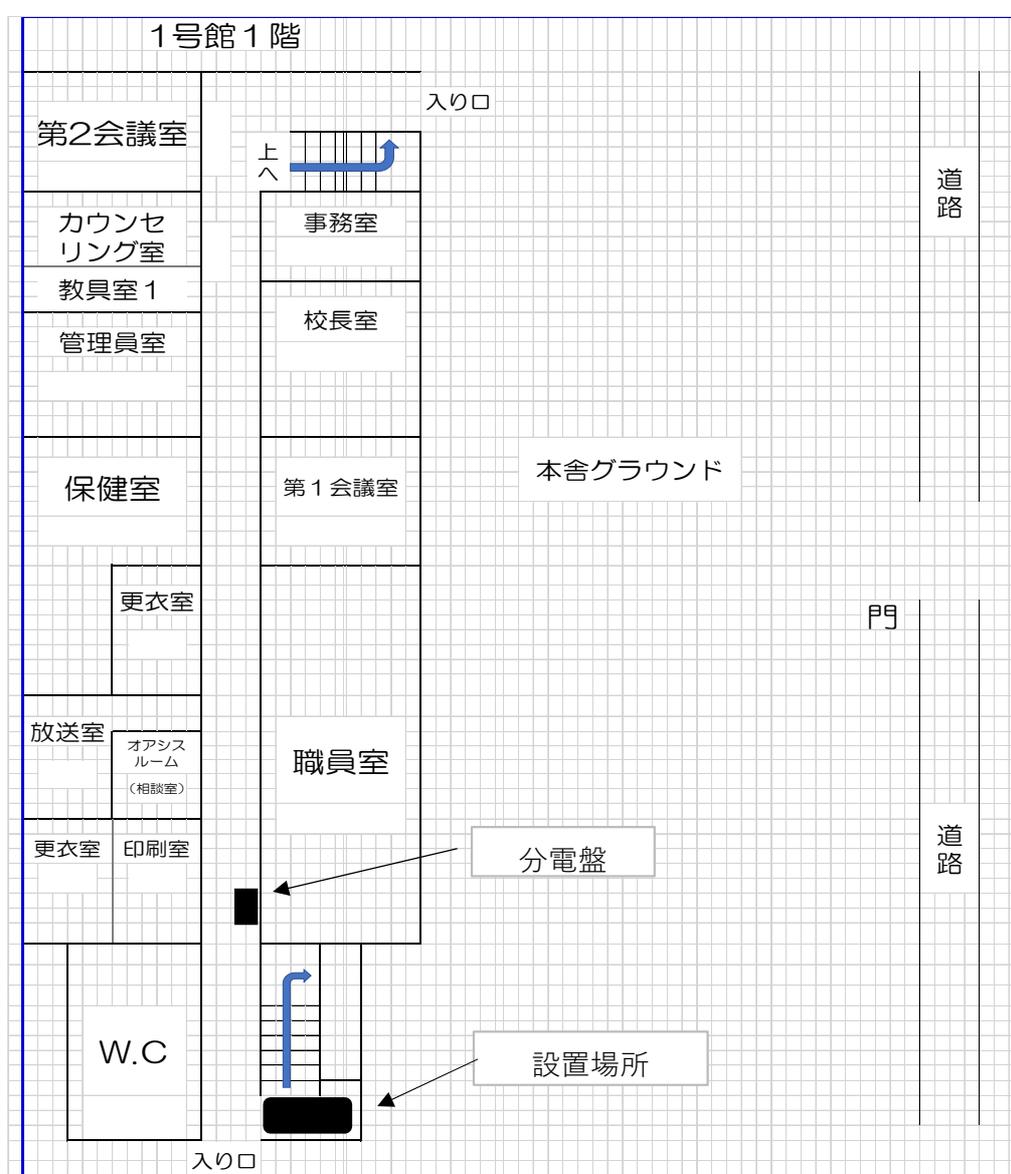
渚中学校

グループ番号 ・物件番号	B・8	設置面積 間口×奥行(cm)	160×60
所在地	神戸市中央区脇浜海岸通 2-1-1	生徒数	約250名
地番	神戸市中央区脇浜海岸通2 丁目1-1	職員数	約25名
電話番号	(078)242-4501	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要。 別途分電盤図面あり。 階段下に設置。



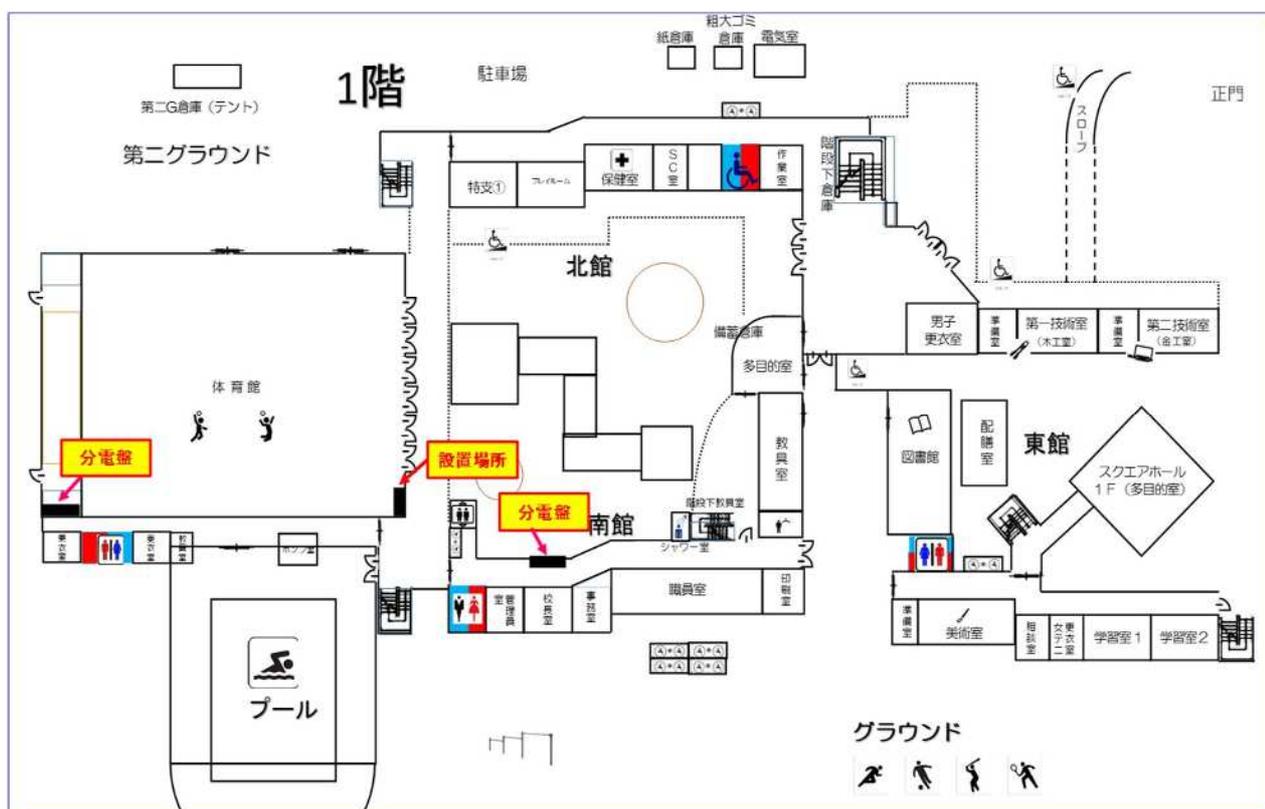
葺合中学校

グループ番号 ・物件番号	B・9	設置面積 間口×奥行(cm)	180×90
所在地	神戸市中央区熊内町1-4-28	生徒数	約300名
地番	神戸市中央区熊内町1丁目 372、387	職員数	約25名
電話番号	(078)241-0444	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要



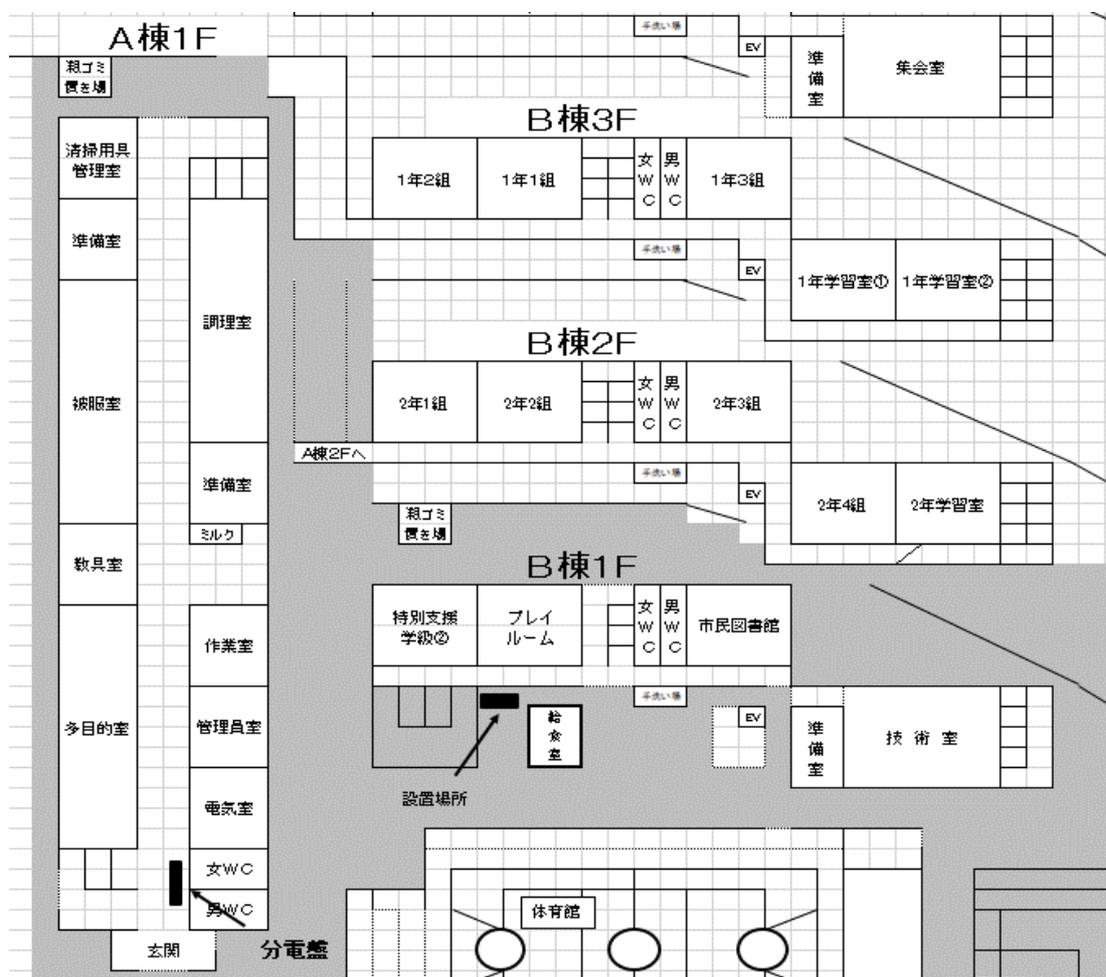
# 有野中学校

グループ番号 ・物件番号	B・10	設置面積 間口×奥行(cm)	210×100
所在地	神戸市北区藤原台中町5-2-1	生徒数	約500名
地番	神戸市北区藤原台中町5丁目2	職員数	約35名
電話番号	(078)982-2700	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



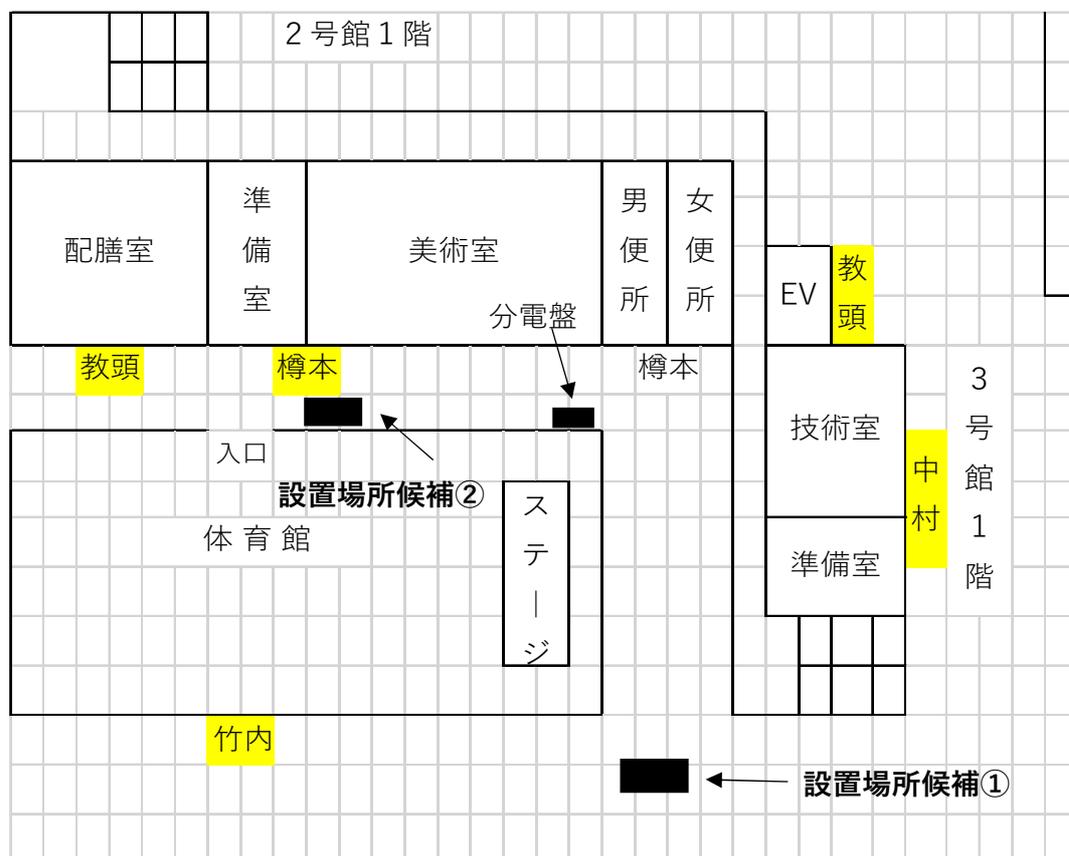
# 大池中学校

グループ番号 ・物件番号	B・11	設置面積 間口×奥行(cm)	180×90
所在地	神戸市北区西大池2-24-3	生徒数	約350名
地番	神戸市北区山田町上谷上 字塚山4-2	職員数	約25名
電話番号	(078)581-8034	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



山田中学校

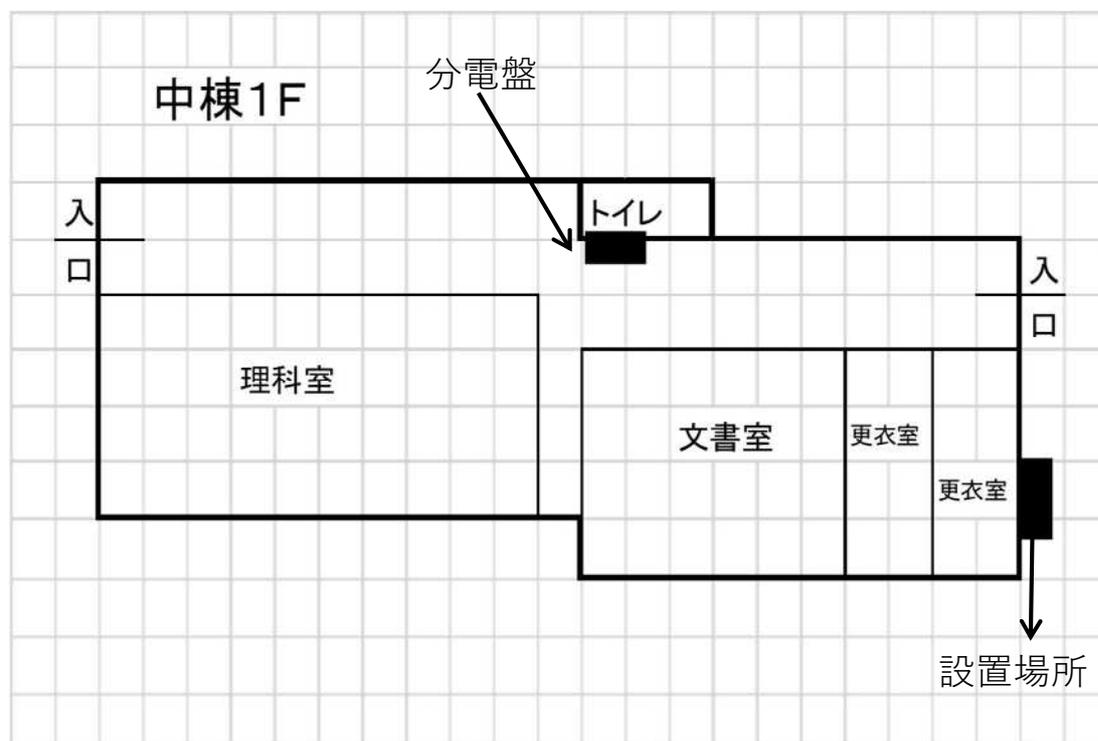
グループ番号 ・物件番号	B・12	設置面積 間口×奥行(cm)	200×100
所在地	神戸市北区山田町下谷上 宮前15	生徒数	約250名
地番	神戸市北区山田町下谷上 字宮ノ前12	職員数	約25名
電話番号	(078)581-1068	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



※設置場所は候補①②のいずれか1か所

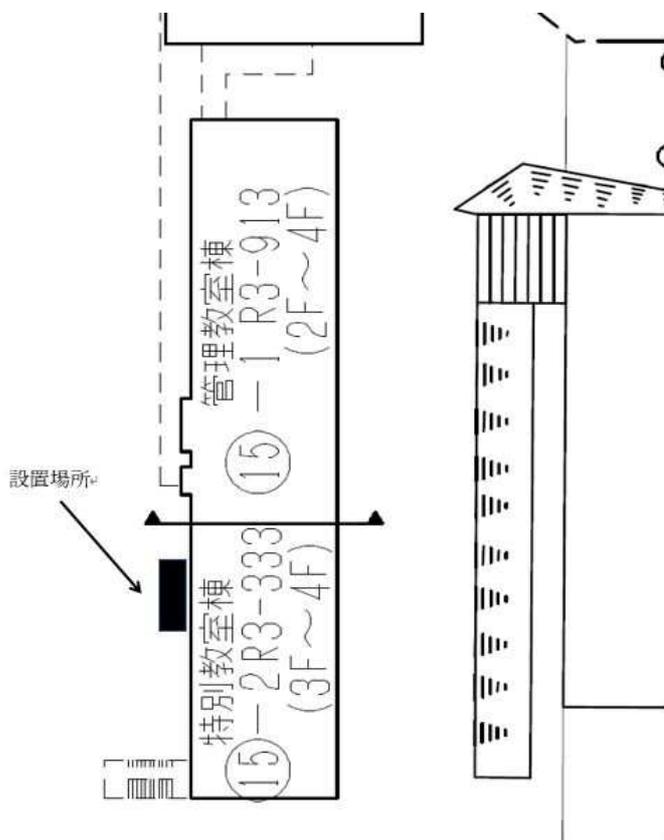
桜の宮中学校

グループ番号 ・物件番号	B・13	設置面積 間口×奥行(cm)	120×180
所在地	神戸市北区大脇台6-1	生徒数	約90名
地番	神戸市北区大脇台3-1	職員数	約15名
電話番号	(078)593-8001	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	



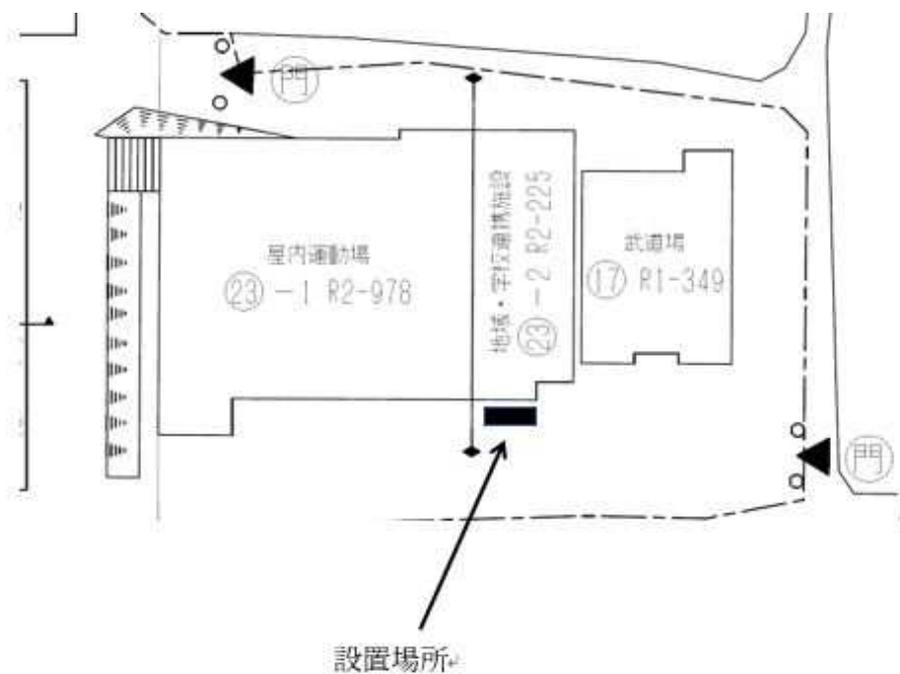
# 飛松中学校

グループ番号 ・物件番号	C・14	設置面積 間口×奥行(cm)	制限なし
所在地	神戸市須磨区大手町8-4-25	生徒数	約350名
地番	神戸市須磨区大手町4丁目27-2	職員数	約25名
電話番号	(078)731-9494	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要 別途分電盤図面あり。



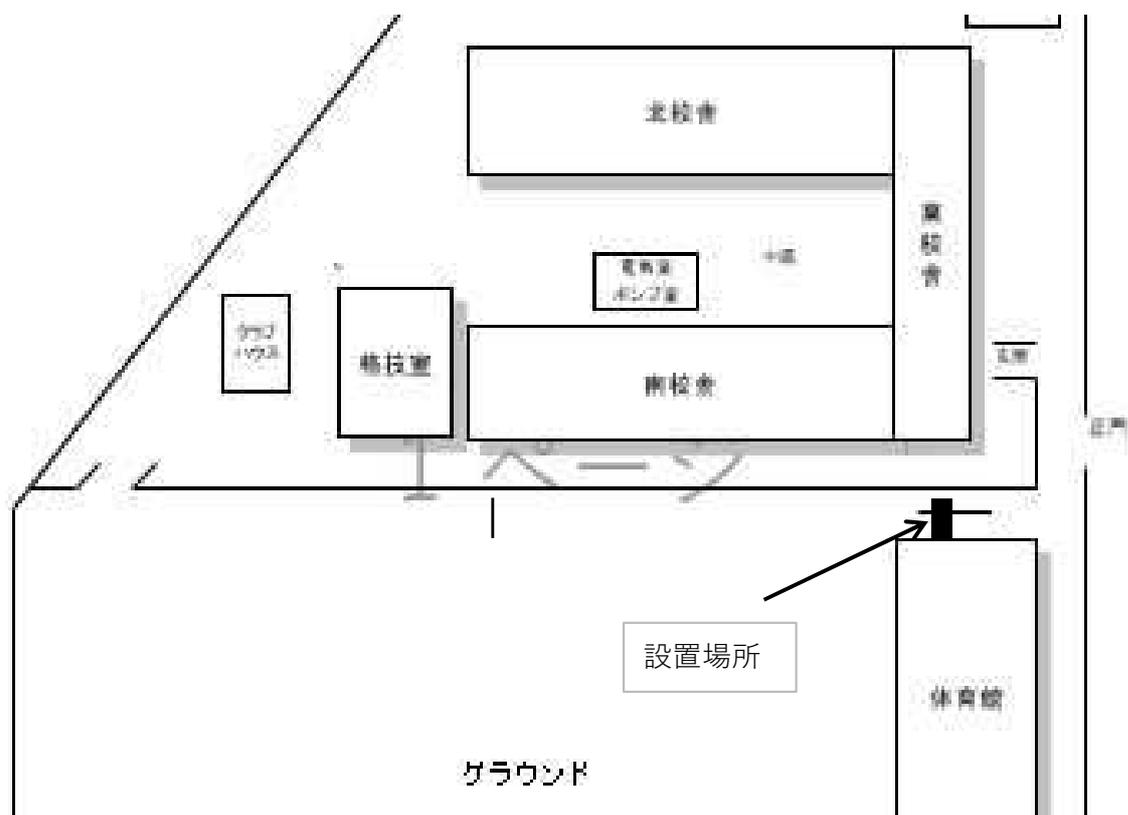
飛松中学校②

グループ番号 ・物件番号	C・15	設置面積 間口×奥行(cm)	制限なし
所在地	神戸市須磨区大手町8-4-25	生徒数	約350名
地番	神戸市須磨区大手町4丁目27-2	職員数	約25名
電話番号	(078)731-9494	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要 別途分電盤図面あり。



## 西落合中学校

グループ番号 ・物件番号	C・16	設置面積 間口×奥行(cm)	180×90
所在地	神戸市須磨区西落合4-1-1	生徒数	約300名
地番	神戸市須磨区西落合4丁目 1	職員数	約20名
電話番号	(078)791-8444	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	別途分電盤図面あり。



星陵台中学校

グループ番号 ・物件番号	C・17	設置面積 間口×奥行(cm)	制限なし
所在地	神戸市垂水区星陵台4-3-3	生徒数	約400名
地番	神戸市垂水区星陵台4丁目 1064-2155	職員数	約25名
電話番号	(078)709-8810	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要 別途分電盤図面あり。

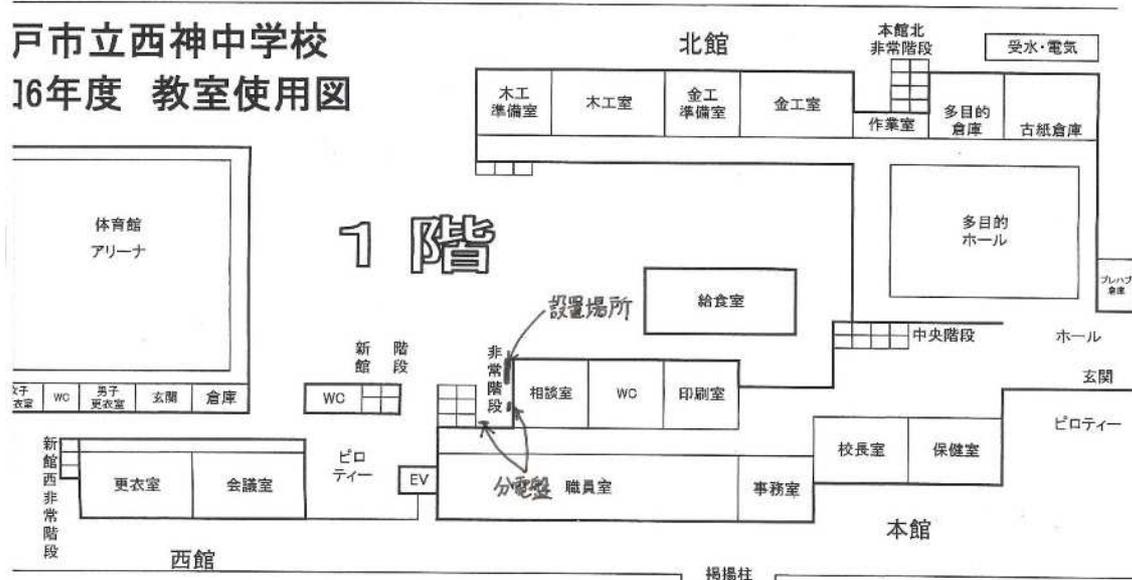


設置場所

# 西神中学校

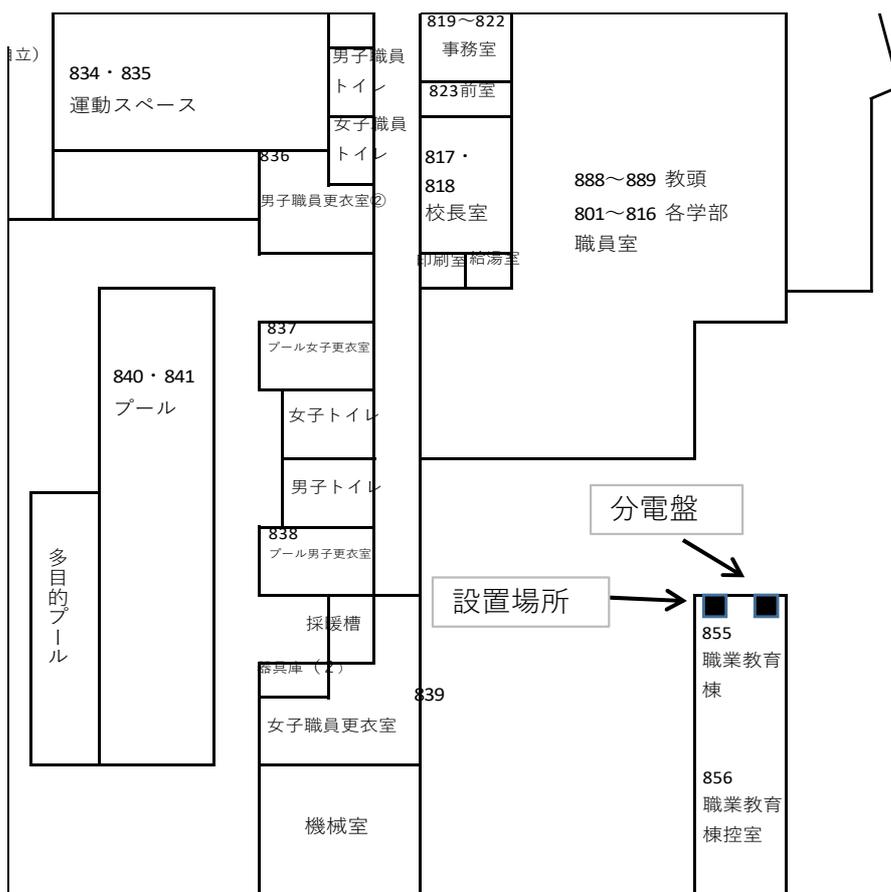
グループ番号 ・物件番号	C・18	設置面積 間口×奥行(cm)	250×400
所在地	神戸市西区竹の台5-21	生徒数	約300名
地番	神戸市西区竹の台5丁目21	職員数	約30名
電話番号	(078)992-2700	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	

## 戸市立西神中学校 16年度 教室使用図



いぶき明生支援学校

グループ番号 ・物件番号	C・19	設置面積 間口×奥行(cm)	300×100
所在地	神戸市西区井吹台西町7-1	生徒数	約400名
地番	神戸市西区井吹台西町7丁目1	職員数	約235名
電話番号	(078)997-6311	最低賃料(月額)	1,300円
屋内・屋外	屋外	その他の特記事項	容器回収箱不要



【 問 い 合 わ せ 先 】

**神戸市教育委員会事務局**

**健康教育課**

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-3  
神戸ハーバーランドセンタービル ハーバーセンター4階

電話：078-984-0696(直通)

メールアドレス：edu-hoken@city.kobe.lg.jp